

ミャンマー：倒産実務家の登録証発行申請の開始

アジアニュースレター

2025 年 9 月 18 日号

執筆者:

湯川 雄介

y.yukawa@nishimura.com

中島 朋子

to.nakashima@nishimura.com

鈴木 健文

ta.suzuki@nishimura.com

※ 本ニュースレターは、2025 年 9 月 8 日現在の情報に基づいています。

2020 年に施行された倒産法上、会社の清算手続は清算人により遂行される必要があり、清算人は、所定の資格¹を有し、倒産法に従って登録された倒産実務家（Insolvency Practitioner）である必要があるとされています。

これまで、倒産実務家として登録するための申請フォーム等は公布されていましたが、実際の申請手続は開始されず、結果として倒産実務家の選任はなされておりました。しかし、弊事務所にて独自に Directorate of Investment and Company Administration（投資企業管理局、DICA）の担当者に照会したところ、DICA は近時、紙ベースの申請書を DICA に物理的に提出することにより、倒産実務家の登録証発行申請の受付を開始したとのことです。ミャンマー最高裁判所が公布した告示上、倒産実務家の登録証発行申請等は、電子登記システム Myanmar Companies Online（MyCO）を通じて所定の申請書（Form P-01）を提出することにより行うものとされていますが²、前記担当者によれば、オンラインシステムの整備が未了であるため、整備が完了するまでの間、先行して紙媒体での申請書の提出を受け付けることにしたとのことです。また、当該申請書には、Myanmar Association of Insolvency Practitioners（ミャンマー倒産実務家協会）の会員証の写し及び提出書類が真実かつ正確である旨の誓約書を添付する必要があるとのことです。

前記担当者によれば、2025 年 9 月 2 日時点で、既に約 70～80 通の申請書が提出されているとのことです。もっとも、倒産実務家の登録証の発行に際しては、申請書の提出後、登記官による審査、Registration Certificate Issuance Committee による審査及び Insolvency Practitioners Regulatory Council 又は Executive Committee による審査等を経る必要があるところ、前記担当者によれば、これらの審査の完了時期は現時点で不明とのことです。

これまで、登録された倒産実務家が存在していなかったため、法的に疑義のない倒産手続を遂行することが困難な状況にありました。しかし、倒産法に従った倒産実務家が誕生すれば、当該問題については解消され

¹ かかる資格の詳細については、[2024 年 5 月 21 日付 Asian Legal Update 2024 年第 1 四半期](#) 9 ページもご参照ください。

² [2024 年 8 月 21 日付アジアニュースレター「倒産実務家の登録費用等及び最低賃金の実質引き上げに関する告示」](#)、[2025 年 1 月 24 日付アジアニュースレター「倒産実務家の登録証の発行手続」](#) もご参照ください。

るため、倒産実務家の登録申請が開始されたことは重要なアップデートと言えます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com